<u>重要事項説明書</u>

(通所リハビリテーション)

事業所: 関医デイケアセンター・枚方

大阪府枚方市新町2丁目3番1号

TEL: 072-804-2676 FAX: 072-804-2879

重要事項説明書 (指定通所リハビリテーション)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)」の規定に基づき、指定通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	学校法人 関西医科大学		
代表者氏名	理事長 山下 敏夫		
	地 大阪府枚方市新町 2-5-1) TEL:072-804-0101 (代表) FAX:072-804-0131		
	昭和3年6月30日		

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	関医デイケアセンター・枚方		
介護保険指定事業所番号	2712406970		
事業所所在地	大阪府枚方市新町2丁目3番1号 関西医科大学附属病院		
連 絡 先	TEL: 072-804-2676 FAX: 072-804-2879		
相談担当者名	医師 長谷 公隆		
事業所の通常の 事業の実施地域 枚方市			
利 用 定 員	100 名 1日 (午前 40 名・午後 60 名)		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	学校法人関西医科大学が設置する関医デイケアセンター・枚方において 実施する通所リハビリテーション事業は、利用者の意思及び人格を尊重 し、通所リハビリテーション事業者が要介護状態の利用者に対し、適切
	な通所リハビリテーションを提供する事を目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう理学療法、作業療法、言語療法その他、必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間及び定休日

営	業	3	月曜日から土曜日(但し、第2.4土曜日は除く)		
営	業時間	引	9 時から 17 時 (第 1.3.5 週の土曜日は 9 時から 13 時まで)		
定 休 日 日曜・祝日・第 2.4 土曜日・年末年始 (12/29~1/3)					

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日(但し、第2.4土曜日は除く)
サービス提供時間	1単位目午前9時10分から午前10時20分 2単位目午前10時25分から午前11時35分 3単位目午後1時20分から午後2時25分 4単位目午後2時30分から午後3時35分 5単位目午後3時40分から午後4時45分 (1~2単位目各1時間10分 3~5単位目各1時間5分) ただし、第1.3.5週の土曜日は1単位目と2単位目のみ。

(5) 事業所の職員体制

-11		. =
職	職務内容	人員数
管理者(又 は管理者代 行)	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。2 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤 4 名以上
理作し覚学と看は(職う介護な法言下等又し護者下」若職は以法の結構下」若職ははまののでは、というのでは、、若聴理」はく師護いは、	 1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。 3 通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、言語療法その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話を行います。 4 指定通所リハビリテーションの実施状況の把握及び通所リハビリテーション計画の変更を行います。 	理学療法士士 建学療法 电子療法 电子 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名以上

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス	区分と種類	サービスの内容
通所 リハビリテー ション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送 迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による 送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあ ります。
	排せつ介 助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
日常生 活上の	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
世話	移動·移乗 介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	日常生活 動作を通 じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
リ ハ ビ リ テ ー ション	レ ク リ エーショ ンを通じ た訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を 使用した 訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

サービス		1 時間以上 2 時間未満					
事業	提供時間	基本単位	利田地	利用者負担額			
要介護度		本个早世	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
通	要介護 1	369	3, 892 円	390 円	779 円	1, 168 円	
常	要介護 2	398	4, 198 円	420 円	840 円	1, 260 円	
規模	要介護3	429	4, 525 円	453 円	905 円	1, 358 円	
模	要介護 4	458	4, 831 円	484 円	967 円	1, 450 円	
型	要介護 5	491	5, 180 円	518 円	1, 036 円	1, 554 円	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしま すが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を 短縮する場合は、その日に係る当該計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた 利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利 用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに当該計画の見直しを行 います。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者 の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及 び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者は、1月につき利用料が991円(利用者負担:1割100円、2割199円、3割298円)減算されます。同一建物とは、指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対して、居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 495円(利用者負担:1割50円、2割99円、3割149円)減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続 計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、 上記金額の99/100となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
加昇			1割負担	2 割負担	3割負担	异. 异. 上 以
理学療法士等体制強化加算	30	316円	32 円	64 円	95 円	所要時間1時間以上2時間 未満の通所リハビリテーションを理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置して 実施した日数
リハビリテーションマネジメント加	560	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円	リハビリテーション計画の同意を得た日から6月以内、1 月につき
算(イ)	240	2,532 円	254 円	507 円	760 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から6月を超え た期間、1月につき
リハビリテーションマネジメント加	593	6,256 円	626 円	1,252 円	1,877 円	リハビリテーション計画の同意を得た日から6月以内、1月につき
算(口)	273	2,880 円	288 円	576 円	864 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から6月を超え た期間、1月につき
リハビリテーションマネジメント加	793	8, 366 円	837 円	1,674円	2, 510 円	リハビリテーション計画の同意を得た日から6月以内、1月につき
算(ハ)	473	4, 990 円	499 円	998 円	1, 497 円	リハビリテーション計画の同 意を得た日から6月を超え た期間、1月につき
事業所の医師が利用者等に説 明し、利用者の同意を得た場合	270	2, 848 円	285 円	570円	855 円	1月につき
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110	1,160 円	116円	232 円	348 円	1日につき
栄養アセスメント加算	50	527 円	53 円	106 円	159 円	1月につき
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	155	1,635 円	164 円	327 円	491 円	月2回限度
口腔機能向上加算(Ⅱ)口	160	1,688 円	169 円	338 円	507 円	
科学的介護推進体制加算	40	422 円	43 円	85 円	127円	1月につき
退院時共同指導加算	600	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円	当該退院につき1回限り
サービス提供体制強化加算(I)	22	232 円	24 円	47 円	70 円	1日につき
介護職員等処遇改善加算 (I)	所 定 単 位 数 × 86/1000	所定単位 数× 地域区分 (10.55)	左記の 1 割	左記の 2割	左記の 3割	・1月につき・〔※所定単位数〕基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数
送迎減算	-47	-495円	-50円	-99円	-149円	片道につき

- ※ 理学療法士等体制強化加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤専従で2名 以上配置している場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その 他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継 続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に、算定します。
 - ロを算定している場合は、当事業所における通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出します。

- ※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、当事業所の医師又は医師の指示を受けた理 学療法士等が病院等の退院日又は認定日から 3 月以内に個別リハビリテーションを集中的 に行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理 栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者 又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切 かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同 で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する 訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの として届け出し、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等 の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度 基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② おむつ代	リハビリパンツ 210 円(1 枚当り) 尿取りパッド 100 円(1 枚当り)運営規程の定めに基くもの
③ 日常生活費	運営規程の定めに基づくもの

- 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法に ついて
 - 額(介護保険を適用 する場合)、その他 の費用の請求方法 等
 - ① 利用料、利用者負担 | ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費 用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額に より請求いたします。
 - ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日まで に利用者にお渡し(手渡しまたは郵送)します。
 - ② 利用料、利用者負担 額(介護保険を適用 する場合)、その他 の費用の支払い方 法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控え と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方 法によりお支払い下さい。
 - (ア)利用者指定口座からの自動引き落とし(毎月27日) (イ)コンビニ支払い
- ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収 書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 6 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介 護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所 などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請 が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われて いない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くと も利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要 な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づ き、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。な お、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いた しますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「通所リハビ リテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変 更することができます。
- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、 すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に 充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

医師 長谷 公隆

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、 直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又は その家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約 が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び 従業者でなくなった後においても、その秘密を保持す るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、 利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講 じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供又は送迎により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所 在 地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1468 (直通) ファックス番号 072-841-1322 (直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

	保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
損害賠償 責任保険	保 険 名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
東は水灰	補償の概要	身体・財物など

12 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容 を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その 記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(参事 足立 隆儀)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 6 月・ 12 月)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していま す。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 18 指定通所リハビリテーションサービス内容の見積もりについて
 - このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1) 提供予定の指定通所リハビリテーションの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

		サービス内容											
曜日	提供時間帯	リリシマメ ハテョネン メ加算	事業所の 医師が利 用者等説 明、利用 者の同意	サビ提制 は 強制 は 第 が は り は り は り り り り り り り り り り り り り り	口腔 機能 向上 加算	科的護進制算 制算	理療士体強加 強制	介職等遇善算 護員処改加 算	栄 アスン加 養 セメト算		介護保 険適用 の有無	利用料 (1 日当 り)	利用者負担額 (1日当り)
	~	0	0	0		0	0	0			有	А	А
	1 週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額						額	Ħ	Я				

(2) その他の費用

① 送迎費の有無	(有・無) サービス提供1回当り	円
②おむつ代	重要事項説明書4一②記載のとおりです。	
③日常生活費	重要事項説明書4一③記載のとおりです。	

(3) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情 を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の常設窓口】のとおり)
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。利用者からの苦情を処理するために講ずる処置
 - 1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 相談又は苦情に関する窓口として、相談担当を設ける。また、担当者不在の場合で も事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理対応ノートを作成し、担当者に確 実に引き継ぐ体制をしいている。

常設窓口 TEL: 072-804-2676 FAX: 072-804-2879

相談担当者 長谷 公隆

2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況 の聞き取りを実施し、事情の確認を行う。

管理者は、職員に事実関係の確認を行う。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは 必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連 絡する)

3) その他参考事項

当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力に より適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 関医デイケアセンター・枚方	所 在 地 枚方市新町二丁目3-1 電話番号 072-804-2676 ファックス番号 072-804-2879 受付時間 平日9時~17時、土曜日9時~13時 (第2・4土曜日は除く)
【市町村(保険者)の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	所 在 地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1460 (直通) ファックス番号 072-844-0315 (直通) 受付時間 9:00~17:30(土日祝は休み)

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会

所 在 地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8

電話番号 06-6949-5418

受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府枚方市新町2丁目5番1号
事	法 人 名	学校法人 関西医科大学
業	代表者名	理事長 山下 敏夫
者	事 業 所 名	関医デイケアセンター・枚方
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

	した。		
和田本	住所		
	利用者	氏名	
	上記署名は、_		(続柄)が代行しました。
	代理人	住所	
	10年人	氏名	